

東高東支技契第 P01330 号

令和 7 年 11 月 10 日

宮城県仙台市青葉区五橋 1-4-24

宮地エンジニアリング株式会社

仙台営業所長 野村 洋 様

東日本高速道路株式会社

東北支社長 梅木 秀郎

## 回答書

令和 7 年 10 月 29 日付け貴社から説明請求のありました件につきまして、下記のとおり回答します。

本回答に不服のある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 7 年 12 月 14 日付け政府調達苦情処理推進本部決定）に基づき設置された政府調達苦情検討委員会に対し、苦情処理を申立てることができます。

### 記

#### 1. 説明請求の対象工事名

仙台北部道路 成田高架橋他 1 橋（鋼上部工）工事

#### 2. 不服のある事項

1) 入札公告の技術評価項目及び技術評価基準において、評価基準の表中に示される、「施工による改善効果」「新技術の採用及び建設業界を取り巻く状況への対応」「施工実績」「履行確認方法」のいずれの項目が『技術提案作成説明書』の「3. 技術提案書の記載上の注意事項及び添付資料」に記載する不採用とする場合に該当する』と判断されたのでしょうか。

2) 不採用と判断された理由について、「技術提案作成説明書」の 3. (2) の下記のいずれに該当すると判断されたためでしょうか。

- ・当該工事の設計図書に適合しない場合
- ・関連法令に抵触する内容である場合

- ・当該工事で採用できない場合
  - ・長時間労働やパーティー数の増強等、労働力に依存する提案である場合
  - ・添付資料を参照しなければ当該技術提案の評価ができない場合
  - ・設計図書において「設計図書のへ及び追加」が示されているものに関する技術提案
- 3) 評価項目①に記載した**①**～**④**の実施内容のうち、いずれの実施内容が上記に該当すると判断されたのでしょうか。
- 4) 上記に該当すると判断された理由を具体的にご教示いただけますでしょうか。

### 3. 説明請求に対する回答

- 1) 「施工実績」です。
- 2) 「当該工事で採用できない場合」です。
- 3) **①**の実施内容です。
- 4) 「参考資料：技術提案書様式2 記載にあたっての留意事項」に基づき、他社実績である実施内容**①**に関して、提案者が確実に履行できる根拠が示されていなかったためです。

以上